

相続関係事件において提出を求める戸籍の範囲

1 申立人が被相続人の相続人であることが確認できればよい場合

【相続放棄・期間伸長事件】

ア 申述人又は申立人（以下「申立人」という。）が第1順位の場合

- ① 被相続人の死亡時の戸籍
- ② 申立人の現在の戸籍
- ③ 上記①と②の申立人の生年月日、両親の記載等を対比して、
申立人と被相続人の親子関係が明らかでないときは、両者が同
籍している戸籍

イ 申立人が第2順位の場合

- ① 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
 - * 被相続人の出生からの戸籍を提出する場合、被相続人が13
歳以前の戸籍は省略することができる。

この取扱いとは以下同様である。

- ② 第1順位の相続人の戸籍（死亡している場合は除籍等）
- ③ 申立人の現在の戸籍

ウ 申立人が第3順位の場合

- ① 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
- ② 第1順位の相続人の戸籍（死亡している場合は除籍等）
- ③ 被相続人の直系尊属の戸籍（死亡している場合は除籍等）

* 被相続人の直系尊属の戸籍を提出する場合、

A 被相続人の親が生存していると仮定して96歳以上である
ときは、その親の更に親の戸籍の提出を省略することがで
きる。

B 被相続人の親が生存していると仮定して87歳以上である
ときは、その親の更に親の死亡の事実を記載した電話聴取
書等で処理することができる。この場合、当該親の死亡の
事実、年月日、経緯、情報源等について聴取する。

この取扱いとは以下同様である。

- ④ 申立人の現在の戸籍

エ 代襲相続があった場合

- ① 被代襲相続人の死亡時の戸籍
- ② 代襲相続人の現在の戸籍
- ③ 上記①と②の代襲相続人の生年月日，両親の記載等を対比して，代襲相続人と被代襲相続人の親子関係が明らかでないときは，両者が同籍している戸籍

2 被相続人の全相続人を確認する必要がある場合

【限定承認・遺言書検認・遺産分割事件】

ア 相続人が第1順位の場合

- ① 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
- ② 相続人の現在の戸籍

イ 相続人が第2順位の場合

- ① 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
- ② 第1順位の相続人の戸籍（死亡している場合は除籍等）
- ③ 相続人の現在の戸籍

ウ 相続人が第3順位の場合

- ① 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
- ② 第1順位の相続人の戸籍（死亡している場合は除籍等）
- ③ 第2順位の相続人の戸籍（死亡している場合は除籍等）
- ④ 被相続人の実父母・養父母の出生から死亡までの連続した戸籍
- ⑤ 相続人の現在の戸籍

エ 代襲相続があった場合

- ① 被代襲相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
- ② 代襲相続人の現在の戸籍

3 再転相続の場合

再転相続の被相続人，相続人につき，上記1，2の基準による。

4 前件戸籍の参照

前件で提出済みの戸籍は，重ねて提出することを要しない。